



栃 運 整 第 7 1 号
令 和 2 年 5 月 1 8 日

一般社団法人栃木県トラック協会会長 殿

関東運輸局栃木運輸支局長



2020年度関東地域事業用自動車安全施策の策定及び推進について

標記について、関東運輸局長から別添（令和2年5月14日付け関自保第32の2号）のとおり通達があったので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知徹底願います。



別添

関自保第32号の2
令和2年5月14日

栃木運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

2020年度関東地域事業用自動車安全施策の策定及び推進について

「事業用自動車総合安全プラン2020」を踏まえ定めた、「関東地域における事業用自動車交通事故削減目標」達成のため、「令和2年度関東地域事業用自動車安全対策会議」において具体的施策を検討したところである。

管内の事故の状況については、各モード共に事故件数、死者数は減少傾向にあるものの、現在の減少のペースでは2020年の削減目標の達成は厳しい状況にあるとの分析結果から、別添のとおり「2020年度関東地域事業用自動車安全施策」を策定したので了知するとともに、当該安全施策の事業者等への周知徹底及び関係事業者団体等と連携した積極的な推進を図られたい。



2020年度関東地域事業用自動車安全施策

はじめに

関東運輸局及び関係業界団体は、平成21年3月に国土交通省において取りまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」（以下、「プラン2009」という。）の趣旨を踏まえ、一丸となって事故防止対策に取り組んできたところである。しかしながら、軽井沢スキーバス事故等の社会的影響の大きい重大事故の発生、自動車の先進安全技術の急速な発展など、大きな状況の変化があったことから、国土交通省ではプラン2009を改訂し、平成29年6月に「事業用自動車総合安全プラン2020」（以下、「プラン2020」という。）を策定したところである。

関東運輸局管内においては、各モード共に事故件数、死亡事故件数は減少傾向にあるものの、現在の減少ペースではプラン2020を踏まえた2020年の「関東地域における事業用自動車交通事故削減目標」（以下、「削減目標」という。）の達成は厳しい状況にあるところである。

また、業態毎に事故の傾向や特徴に違いがあるとともに、近年、運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案が増加していることから、運転者の健康管理や運転者教育の充実・強化等、事故の傾向や特徴を捉えた対策をより一層講ずる必要があるところである。

このような状況を受け、削減目標達成に向け、関東運輸局、関係業界団体及び関係機関が連携し、2020年度に講ずべき施策を次のとおり定めたので、関係者はさらなる事故防止の取組を推進していくこととする。

1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

(1) 事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化

- すべての自動車運送事業者においては、経営トップから現場に至るまで輸送の安全確保が第一であることを自覚するとともに、社内に安全風土・安全文化を徹底するなど、運輸安全マネジメントの適確な実施により、PDCAサイクルに沿って事故削減に努める。

【事業者団体】（継続）

- 運送事業者が参加する各種講習会等において制度の周知を図り、評価については、中小規模の貸切バス事業者を対象に、重点的に実施する。

【関東運輸局】（継続）

- 第三者機関による運輸安全マネジメント評価の積極的な活用により、運輸安

全マネジメントの趣旨の徹底と輸送の安全確保を図る。

【事業者団体、自動車事故対策機構】(継続)

- 運行管理者講習を効果的に実施し、アルコール検知器を用いた確実な点呼の実施、危険ドラッグ等薬物の使用禁止、過労運転の防止（交替運転者の配置基準等）、体調急変による事故防止、睡眠不足の運転者の乗務禁止、運転者の指導教育等運行管理の徹底による輸送の安全確保を図る。

【関東運輸局、自動車事故対策機構】(継続)

- 点呼時に運転者が睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれのある運転者を乗務させないことを徹底するとともに、運転者の睡眠時間の確保を図る。

【事業者団体】(継続)

- 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」に従って事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、これを遵守する。

【事業者団体】(継続)

- 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第6項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第7項の規定に基づき、交替運転者を配置する。

【事業者団体】(継続)

- 貸切バス・高速乗合バス・空港連絡バス・ハイヤー・タクシーについては、乗客へのシートベルト着用促進の啓発活動を実施するとともに、発車前の乗客のシートベルトの着用状況の目視等による確認を徹底する。

【事業者団体】(継続)

- 貸切バスの運賃・料金制度による取引の徹底を図るとともに、監査方針に基づき監査を実施する中で、法令違反の疑いが生じた場合には適切に対処する。

【関東運輸局、事業者団体（バス）】(継続)

- 高速乗合バスの管理の受委託による運行の場合については、委託、受託事業者の双方とも法令遵守の状況など安全の管理について随時確認を行う。

【事業者団体（バス）】(継続)

- 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に定めた各施策について、運輸安全マネジメント評価や監査等を通じ実施状況の確認等を行う。

【関東運輸局】(継続)

(2) 事故情報の活用充実

- 重大事故データの分析・活用による効果的な安全施策を立案する。

【関東運輸局】(継続)

- 事業用自動車に関する事故の情報を定期的に提供する。

【関東運輸局】（新規）

- 事故要因分析検討結果等の活用を推進し、同種事故の再発防止の徹底を図る。

【事業者団体】（継続）

- 「首都高速道路における交通事故防止検討会」（関東トラック協会）により、首都高速道路におけるトレーラ等事業用貨物自動車の重大事故について、人・車両・道路構造の面から分析・検討し、同種事故の再発防止の徹底を図る。

【事業者団体（トラック）】（継続）

(3) 運転者の確保、運転者の健康管理及び運転者教育の充実・強化

- 適正な労働契約を締結した運転者を選任する。

【事業者団体】（継続）

- バスの運転者の安定的な確保と育成に向けた取組を実施する。

【関東運輸局、事業者団体（バス）】（継続）

- 健康診断を全運転者に対し受診させ、健康診断結果により再検査等の所見があった運転者については、再検査や医師の診断を受けさせその結果を把握するとともに、医師から乗務に係る意見を聴取する。

また、運転者の疾病の治療状況を継続的に把握する。

【事業者団体】（継続）

- 運転者に対するSAS（睡眠時無呼吸症候群）の早期発見・早期治療への取組をさらに推進するため、SASスクリーニング検査に係る費用の助成等に努める。

また、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～SAS対策の必要性と活用～」を効果的に活用する。

【事業者団体】（継続）

- 「事業用自動車の健康管理に係るマニュアル」を引き続き周知し、運転者の健康状態の把握、乗務判断等の確実な実施を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を周知し、脳検診の受診や治療の必要性についての理解の浸透を図り、事業者による脳検診の導入拡大を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

また、脳検診の導入を拡大するため、脳検診に係る費用の助成等に努める。

【事業者団体】（継続）

- 運転者が睡眠不足や体調不良等を申告しやすい職場環境の整備に努めるとともに、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理の徹底を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を周

知し、検診の受診や治療の必要性についての理解の浸透を図り、事業者による心臓疾患に係る検診の導入拡大を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 初任運転者、高齢運転者、事故惹起運転者に対する指導監督の更なる強化を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 新たに雇い入れた運転者の事故及び違反歴を把握するとともに、適性診断を確実に受診させ、適切な指導を行い事故の防止を図る。

なお、過去の事故及び違反歴などの把握をさらに推進するため、運転記録証明書の取得に係る費用の助成等に努める。

【事業者団体】（継続）

- ドライブレコーダー映像等、事業者が保有する情報を活用した運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等指導監督を徹底する。

特に、貸切バスにおいては、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に従い、ドライブレコーダーを活用した指導監督の実施の義務付け等、新たな指導監督内容を周知徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を活用し、各社独自のマニュアル等と併せて、運転者教育を充実・強化する。

【事業者団体】（継続）

- 適性診断結果に基づき運転者に自らの運転特性を自覚させ、個々の運転特性を踏まえた運転方法について、運転者に対し指導を行う。

【事業者団体】（継続）

- 指導監督の内容について運転者の習得の程度を把握し、必要に応じて運転者に対し再教育を行う。

【事業者団体】（継続）

- 運転に支障を及ぼすおそれがある病気等の前兆や自覚症状等及び脳疾患・心疾患の前兆や自覚症状等のうち特に急を要するものの症状等について、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等を活用して運転者に対し指導を行う。

【事業者団体】（継続）

- 業界団体において作成した安全教育用教材等を活用した効果的な運転者への指導・教育を実施する。

【事業者団体】（継続）

- ・ ドライブレコーダー映像を活用した交通KYT-DVD
- ・ 首都高速事故多発地点マップ
- ・ 健康管理ハンドブック

- ・事業用トラックドライバー研修 e-ラーニングテキスト
- ・トラックの交差点死亡事故の傾向と分析結果「交差点での事故防止について」
- ・管内におけるバスのヒヤリ・ハット映像等を集約したDVD教材「転ばぬ先の杖」
- ・車内事故映像を集約したDVD教材「東京バス協会から4つのお願い～車内転倒事故防止～」
- ・「タクシー事故防止対策検討会」において作成した教材「タクシーによる路上横臥事故の防止に向けて」

等

- 事故防止対策支援推進事業等に伴う補助制度を活用するなど、社内安全教育等を実施する際には外部専門家によるコンサルティングを積極的に活用するなど、社内安全教育の充実を図るよう推進する。

【関東運輸局】（継続）

（４）整備の充実・強化

- 大型車の車輪脱落事故及び車両火災などの車両故障に起因する事故等を防止するため、再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え、周知徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- シートベルトの取り付け状態等の確実な点検の実施について周知徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について周知徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の大型自動車にあっては、スペアタイヤ及びその取付装置の確実な点検の実施について周知徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 大型車の車輪脱落事故及び車両火災等社会的影響の大きな車両故障事故に対する要因分析調査の実施及びホームページへの公表を行い、同種事故の再発防止を図る。

【関東運輸局】（継続）

- 整備管理者研修を効果的に実施し、上記内容を含め整備管理の徹底による輸送の安全の確保を図る。

【関東運輸局】（継続）

- 点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動及び街頭検査等において積極的に啓発活動を実施するとともに、整備管理者研修等においても点検整備の重要性について周知し、その実施について積極的に推進する。

【関東運輸局、事業者団体】(継続)

- 車検切れ運行を防止するための適切な車両管理の徹底を図る。

【関東運輸局、事業者団体】(継続)

(5) 保安指導を担う指導的人材の育成・資質の向上と安全体質の底上げ

- 貨物自動車運送適正化事業実施機関職員の巡回指導の資質向上を図るため、各運輸支局において、貨物自動車運送適正化事業実施機関職員等との連絡協議会を概ね四半期に1回程度開催する。

【関東運輸局】(継続)

- タクシー事業に係る旅客自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導の資質向上を図るため、連絡会議を開催し指導等が適切に実施されるよう助言を行うとともに、連携を図る。

【関東運輸局、事業者団体(タクシー)】(継続)

- 一般貸切旅客自動車運送適正化機関が行う巡回指導が適確に実施されるよう巡回指導員に対する研修を行う。また、原則、毎月1回実施する同機関との定例会議において、巡回指導の資質向上を図るため、問題点等について協議を行い、同機関に対し助言するとともに、連携・強化を図る。

【関東運輸局】(継続)

(6) 優良事例の共有

- 各事業者等が実施している事故防止対策等の優良事例等について、他事業者の参考となるよう情報共有し、さらに水平展開を推進していく。

【関東運輸局、事業者団体】(継続)

(7) その他

- 海上コンテナセミトレーラの輸送の安全を図るため、街頭検査及び各種研修会等の機会を捉え、緊締装置の確実なロックの徹底及び横転事故防止の徹底について啓発活動を実施するとともに、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」等について認識するよう啓発する。

【関東運輸局、事業者団体(トラック)】(継続)

2. 監査等の実効性の向上による違反行為等の是正及び悪質事業者の排除

- 監査方針・処分基準等により、重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者への集中的な監査を行い、重大な法令違反が確認された場合には、事業停止等の厳格な処分を実施する。

また、貸切バス事業者に対して違反事項の早期是正、処分量定及び使用停止車両割合の引き上げ、運行管理者に対する処分の強化等監査・処分の実効性の向上を推進していく。

さらに、更なる監査体制強化のため、引き続き監査要員の増員を国土交通本省に対し要求するとともに、自動車監査指導部の監査官が各運輸支局に出向き、専門的知見・ノウハウを強化する目的で研修を実施するなど、運輸支局担当者の資質向上の強化を推進していく。

加えて、引き続き、労働基準監督機関等と連携を図り監査・監督を実施する。

【関東運輸局】(継続)

- 事業用自動車の発着状況、交通環境等の周辺状況を事前に調査し、事業用自動車の運行実態等を確認するため、効果的な実施場所、時間帯等を選定し街頭監査を実施する。

また、貸切バス事業者において、法令違反が確認された場合は、他の運行で同様の法令違反がないかどうかを確認するため、街頭監査実施日から30日以内に一般監査を実施する。

【関東運輸局】(継続)

- 適正化実施機関を活用し国の監査機能を補完することにより、国による監査の重点化を実施する。

加えて、同機関が行う巡回指導の結果に基づき、改善を実施しない事業者及び改善を報告しない事業者について定期的な報告を受け監査を実施するとともに、巡回指導を拒否した事業者及び運行管理者が全く不在等輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反があった事業者については、速報案件として速効性のある監査を実施する。

【関東運輸局】(継続)

3. 利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上

(1) 利用者が優良事業者を選択するために必要な安全情報等の提供

- 監査等あらゆる機会を通じ、事業者が行わなければならない安全情報の公表等について指導・徹底を図る。

【関東運輸局】(継続)

- 貸切バス事業者安全性評価認定制度について、認定事業者の公表を行うとともに、引き続き自治体や利用者等に対し、同制度の周知を図る。

【関東運輸局、事業者団体(バス)】(継続)

- 優良タクシー乗り場の評価、検証を行い、新たな乗り場設置を図る。

【関東運輸局、事業者団体(タクシー)、タクシーセンター】(継続)

- 各都県における優良乗務員証などの普及・促進及び利用者へのPR活動を行う。

【事業者団体(タクシー)】(継続)

- Gマーク制度(貨物自動車運送事業安全性評価制度)の普及促進を図る。

【事業者団体(トラック)】(継続)

- 利用者等による事業者の選択を可能とし利用者保護に資するとともに、事業

の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、ネガティブ情報の開示等を行う。

【関東運輸局】（継続）

- バス協会が7月に実施する「車内事故防止キャンペーン」を捉え、利用者に対する車内事故防止の啓発活動を重点的に実施する。

【事業者団体（バス）】（継続）

（2） 運転者の労働条件改善、担い手確保に向けた働き方改革の取組

- 「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、長時間労働の是正など労働条件の改善、運転者の確保や生産性の向上等の取組を推進する。

【事業者団体】（継続）

- 運転者確保・育成に向けた対策を推進する。

【関東運輸局】（継続）

- トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会を各都県で行うこととし、その中で取引環境、労働時間改善を図っていく。

【関東運輸局、事業者団体（トラック）】（継続）

- 荷主等発注者へのコンプライアンスの徹底を図るため、荷主勧告制度の運用を見直し（平成29年7月1日）荷主関与の判断基準を明確化するとともに、荷主の関与の蓋然性が高いと考えられる違反行為については、行政処分の有無にかかわらず早期に荷主に対し協力要請を行うなど、同制度の適切な運用を図っていく。

【関東運輸局】（継続）

- 「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」及び「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」の普及、定着の促進を図る。

【関東運輸局、事業者団体（トラック）】（継続）

- 「運転者職場環境良好度認証制度」の普及促進及び求職者への周知を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（新規）

（3） タクシー事業の市場構造の適正化

- 改正タクシー適正化・活性化法に基づき、タクシーの供給過剰又はそのおそれがある地域として指定された地域における供給輸送力の削減及び需要活性化の取組が円滑に実施されるよう指導・助言を行う。

【関東運輸局】（継続）

（4） 車両の安全対策

- 街頭検査の実施においては、警察等と連携を強化し、運転席の視野の確保や、不正改造等の防止に係る指導を強化するとともに、不正改造車の排除を推進す

るため、「不正改造車を排除する運動」において積極的に啓発活動を実施する。
また、整備管理者研修及び整備主任者研修会等において不正改造車の排除について周知を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- スピードリミッターの不正改造防止のため、警察との連携を強化し、街頭検査、監査等を効率的に実施するとともに、スピードリミッターの不正改造を行った者又は行った疑いのある者に対し、関係部署と連携し対応を強化する。

【関東運輸局】（継続）

（５） その他

- 適切な運行計画に基づく輸送の安全確保の徹底を図る。

【事業者団体】（継続）

- 適性診断及び運行の管理に関する講習の認定機関に対しては、必要な情報提供、連絡会議の開催、認定機関の実態把握等により、認定機関の質の維持・向上や適正な業務の実施を図る。

【関東運輸局】（継続）

4. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

- 飲酒運転の根絶に向けた取組を推進し、酒気帯び運転等の禁止についてより一層の徹底を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 点呼の際、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声等を確認することに加え、アルコール検知器を使用して運転者の酒気帯びの有無を確認し、確実な点呼の実施のもとに飲酒運転の根絶を図る。

【事業者団体】（継続）

- 運転者等に対し、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物の使用の弊害等についての知識の普及を図り、厳にその使用防止について指導を徹底する。

【事業者団体】（継続）

- 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止対策を徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 運転者に対し、法令遵守の指導を徹底し、無免許運転及び救護措置義務違反等、法令違反の根絶を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

5. より先進的なIT・安全技術の活用

- 事故防止対策支援推進事業等に伴う補助制度を活用するなど、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等IT機器の普及促進を図り、運行管理の高度化を図るようさらに推進する。

【関東運輸局、事業者団体】(継続)

- 事故防止対策支援推進事業等に伴う補助制度を活用するなど、大型トラック・バス及びタクシー事業者に対し、先進安全自動車(衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置など)等新技术を搭載した自動車の導入を推進する。

【関東運輸局、事業者団体】(継続)

- 事故防止対策支援推進事業等に伴う補助制度を活用するなど、ITを活用した遠隔地における点呼機器、運行中における運転者の疲労状態を測定する機器、休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器等、過労運転防止のための機器の導入を推進する。

【関東運輸局、事業者団体】(継続)

- 令和元年6月に公表された「適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブック」を周知し、ICT導入についての理解の浸透を図る。

【関東運輸局】(新規)

6. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

(1) 高齢運転者の特徴を踏まえた事故防止対策

- 事業用自動車の運転者についても高齢化傾向が見られる状況であることから、高齢運転者の特徴を踏まえ、適齢診断の受診を徹底し、事業者が個々の運転者の運転特性を把握した上で、運転上の注意事項を適確かつきめ細やかに指導監督するとともに、状況に応じて適切な措置をとる等の対策を推進する。

【事業者団体】(継続)

(2) 高齢歩行者、乗客等の事故を防止するための対策

- 高齢者による乗合バス車内事故、交差点等における死亡事故などの事故調査を実施し、事故要因分析検討結果(事故要因及び再発防止策)を公表するとともに、研修会等において周知する。

【関東運輸局】(継続)

- 各業態において、高齢者が被害者となる事故の実態を把握するとともに、事故実態を踏まえた対策を多角的に講ずる。特にバスでは、発進時停車時の安全基本動作に係る指導監督を徹底する。

【事業者団体】(継続)

7. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

(1) モード毎や地域毎の特徴を捉えたきめ細やかな事故の分析とその結果に基づく適切な対策の実施

《バス関係》

- 関東運輸局と事業者団体とが連携して設置している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、業態別の事故発生状況等を踏まえつつ、

現場まで浸透させるための対策を検討し、確実に実施するとともに、効果検証を行い、更なる事故防止対策を検討する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

◆重点削減目標

車内事故の削減（特に、発進時及び停車時の車内事故の削減）

対歩行者・自転車事故の削減

飲酒運転ゼロ

◆重点削減目標に向けた具体的促進策

【事業者団体】

① 車内事故防止の具体的な取組

- ・ 停留所発進時における安全基本動作の徹底
- ・ 着席案内及び着席確認の徹底
- ・ ドライブレコーダー映像を活用した運転者教育
- ・ 乗客が着席してから発車すること及び車間距離を確保する「ゆとり運転」の励行
- ・ 点呼時における「ゆとり運転」の徹底
- ・ バスが停車してから離席する「ゆとり乗降」の啓発
- ・ 適正な所要時間の再検討
- ・ バス協会が7月に実施する「車内事故防止キャンペーン」を捉え、利用者に対する車内事故防止の啓発活動
- ・ 全国のバス事業者が一堂に会する全国バス事業者大会において行う安全輸送決議への車内事故防止対策の盛り込み
- ・ メールマガジン等による広報活動
- ・ 昨年作成した乗合バスの車内事故防止の啓発映像の活用

② 歩行者・自転車事故防止の具体的な取組

- ・ 安全確認の確実な実施（特に発進時におけるアンダーミラーの確認励行）
- ・ 右左折時の一時停止または最徐行の徹底
- ・ 歩行者・自転車の側方通過における側間距離（側方通過時2m以上）の徹底
- ・ メールマガジン等による広報活動
- ・ ドライブレコーダー映像を活用した運転者教育
- ・ 歩行者・自転車利用者に対する啓発

③ その他

- ・ バスドライバー安全運転コンテストの実施（適切なハンドル操作、ブレーキ操作、高齢の乗客に対する接遇等、車内事故防止を図るための技量も審査対象）
- ・ 「全国交通安全運動」、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」及び「車内事故防止キャンペーン」期間を捉えて、急な飛び出し、割り込

みの危険性についての歩行者に対する啓発活動を実施

- ・安全運転行動の統一化のために添乗調査表を作成して添乗調査を実施し、運転者教育に活用

《法人タクシー関係》

- 関東運輸局と事業者団体とが連携して設置している「タクシー事故防止対策検討会」において、業態別の事故発生状況等を踏まえつつ、現場まで浸透させるための対策を検討し、確実に実施するとともに、効果検証を行い、更なる事故防止対策を検討する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

◆重点削減目標

- 交差点内事故（出会い頭、人対車両）の削減
- 路上横臥者等の轢過事故の削減
- 後退時事故の削減
- 飲酒運転ゼロ
- 覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転ゼロ

◆重点削減目標に向けた具体的促進策

【事業者団体】

- ・運行管理者を対象とした研修会の開催
- ・ドライブレコーダー映像を活用した運転者教育
- ・適性診断結果を活用した運転者教育
- ・事故情報、事故原因、再発防止対策の共有
- ・危険予知運転能力の向上
- ・制限速度の遵守、前方左右の安全確認、薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行の徹底
- ・路上横臥者等発見時の警察への通報と保護活動及び警察との連携強化
- ・路上横臥者の轢過事故防止のために新たに作成した映像資料を活用した運転者教育

◆広報、啓発活動

【事業者団体】（継続）

- ・機関誌等による広報活動の実施、また、ポスターやビラ等を各営業所に掲示又は運転者へ配布し、具体的な事故防止ポイント等について啓発
- ・利用者に対するシートベルト着用の啓発

《個人タクシー関係》【事業者団体】（継続）

◆重点削減目標

- 死亡事故ゼロ
- 飲酒運転ゼロ

交差点での事故削減

◆重点削減目標に向けた具体的促進策

各所属団体は、安全運行指導員が中心となり、傘下事業者に対して以下の取組を実施する。

- ・ かもしれない運転、二段階停止による安全確認、薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行の徹底
- ・ 危険予知訓練（KYT）の実施
- ・ 適性診断結果に基づく自身の運転特性の把握
- ・ ドライブレコーダーの導入促進
- ・ 健康診断結果に基づく健康管理
- ・ 自家使用時も含みアルコールチェックの確実な実施
- ・ 運転免許証の有効期限と自動車検査証の有効期間の把握
- ・ 研修会、講習会の積極的な開催

《トラック関係》

- 関東運輸局と事業者団体とが連携して設置している「関東圏における自動車事故防止対策検討会」において、業態別の事故発生状況等を踏まえつつ、現場まで浸透させるための対策を検討し、確実に実施するとともに、効果検証を行い、更なる事故防止対策を検討する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

◆重点削減目標

事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」件以下とし、各都県（車籍別）の共有目標とする。

飲酒運転ゼロ

◆重点削減目標に向けた具体的促進策

【事業者団体】

- ・ 事業用トラック重点事故対策マニュアルの策定（追突・交差点）
- ・ 追突事故防止及び交差点事故防止マニュアル活用セミナー、60分で判るトラック重大事故対策（出前）セミナー、ドライブレコーダー実践セミナー、過労死等防止・健康起因事故防止セミナー、トレーラの適正な使用等に係る研修の開催・受講の促進
- ・ ドライブレコーダー及びデジタル式運行記録計等安全管理機器のより積極的な導入の促進
- ・ 助成事業の実施・増額
バックアイ、サイドビューカメラ等視野確認支援装置導入助成
健康診断・SASスクリーニング検査助成の増額
血圧計導入促進助成
適性診断助成の増額

他

- ・ドライバーコンテストの実施

◆事故分析及び有効な事故防止対策の検討・活用

【事業者団体】

- ・車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細な事故分析手法の見直し及び迅速かつ効果的な検証による新たな対策の樹立
- ・事業用トラックによる死亡事故の発生地域別データベースの構築及び事故防止啓発ツールとしての活用

(2) 事故調査機能の強化

- 事業用自動車事故調査委員会が実施する事故要因の調査分析及び再発防止策の検討に協力するとともに、同委員会の再発防止策の提言を受けた対策について、他事業者に対しても展開し指導する。

【関東運輸局】(継続)

- 管内の業態別の事故発生状況等を踏まえ、調査対象事故を選定し、事故調査を実施するとともに、事故要因の調査分析及び再発防止策の検討を行う。

さらに、検討結果を基に事故惹起事業者を指導するとともに、その他の事業者に対して検討結果を周知し、研修会等において指導する。

【関東運輸局】(継続)

8. 道路交通環境の改善

- 事故が起こりやすい道路環境の改善を図るため、交通管理者又は道路管理者等へ要請を行う。

【事業者団体】(継続)

- ・交差点事故の防止を図るため、歩車分離式信号機の設置拡大及び交差点横断歩道の位置を交差点から離して設置することについて要請する。
- ・社会的影響の大きな重大事故に対する要因分析調査を踏まえ、必要に応じて道路交通環境の改善について要請する。
- ・具体的な改善箇所等の情報を収集し、改善について要請する。
- ・トラックベいの設置等について要請する。

- 交通安全上支障のあるバス停の改善に取り組む。

【関東運輸局、事業者団体(バス)】(新規)

関東地域事業用自動車交通事故削減目標

<事業用自動車総合安全プラン2020>

1. 平成32年までに死者数70人以下
2. 平成32年までに人身事故件数8,100件以下
3. 飲酒運転ゼロ

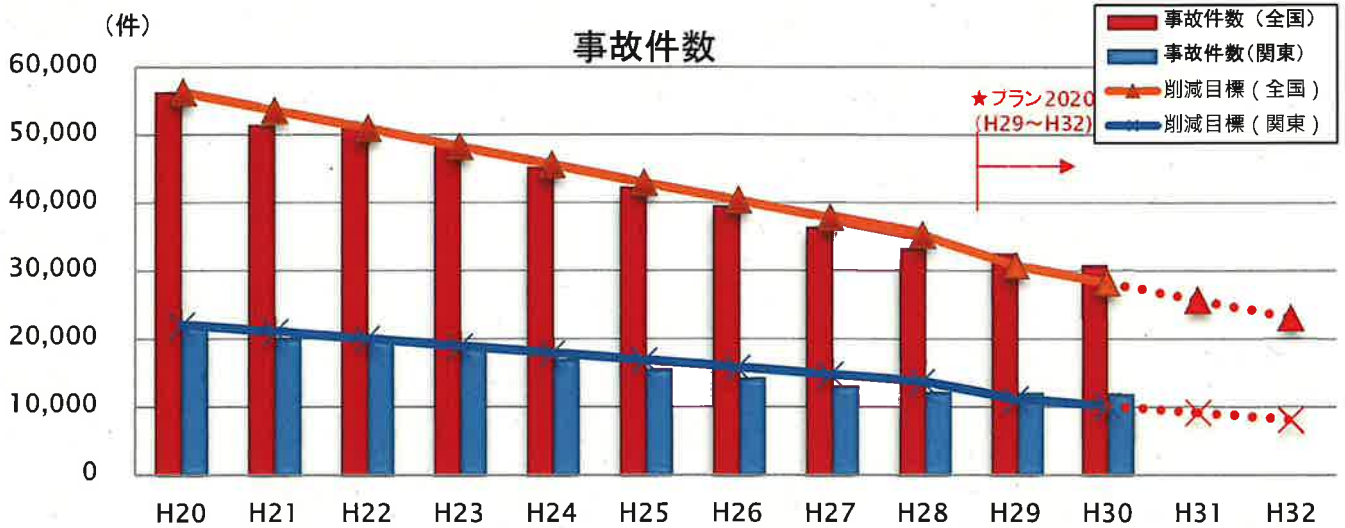
<業態別目標>

	死者数（人）		人身事故件数（件）	
	平成30年 （実績）	平成32年 （目標）	平成30年 （実績）	平成32年 （目標）
バス	7	0	507	300
ハイタク	15	10	5,014	3,600
トラック	77	60	6,361	4,200
合計	99	70	11,882	8,100

交通事故及び交通事故死者数 削減目標達成状況

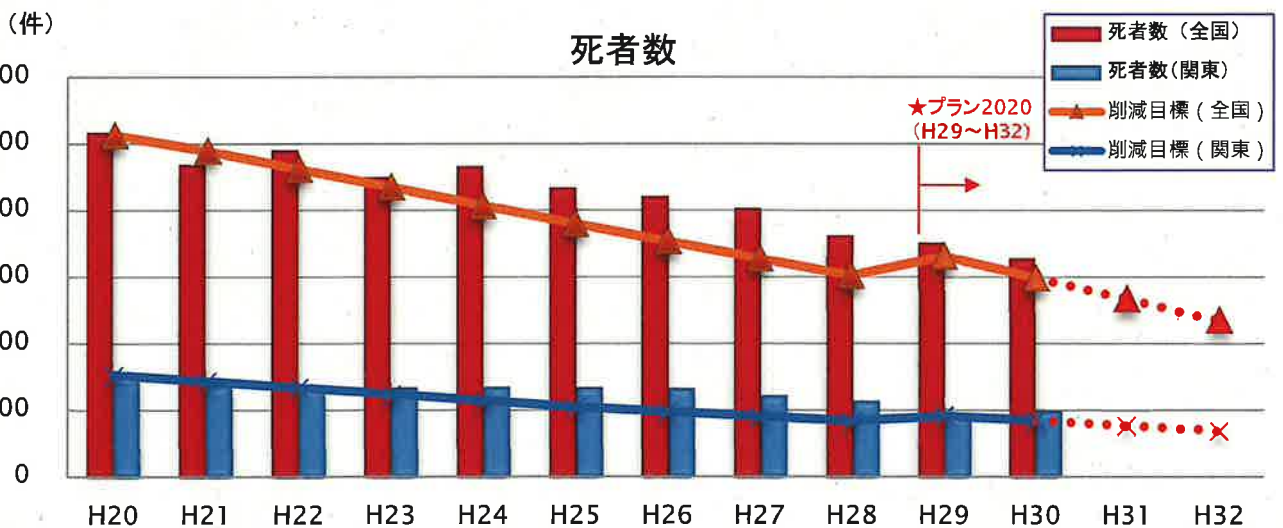
関東運輸局自動車技術安全部

事業用自動車の交通事故及び交通事故死者数削減目標達成状況(第1当)



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事故件数(全国)	56,305	51,510	51,061	49,080	45,346	42,425	39,649	36,499	33,336	32,654	30,818		
事故件数(関東)	22,123	20,128	19,929	18,797	17,045	15,630	14,300	13,077	12,217	12,113	11,882		
削減目標(全国)		53,644	50,983	48,322	45,661	43,000	40,400	37,800	35,200	30,777	28,218	25,659	23,100
削減目標(関東)		21,078	20,034	18,989	17,945	16,900	15,860	14,820	13,780	11,188	10,159	9,130	8,100

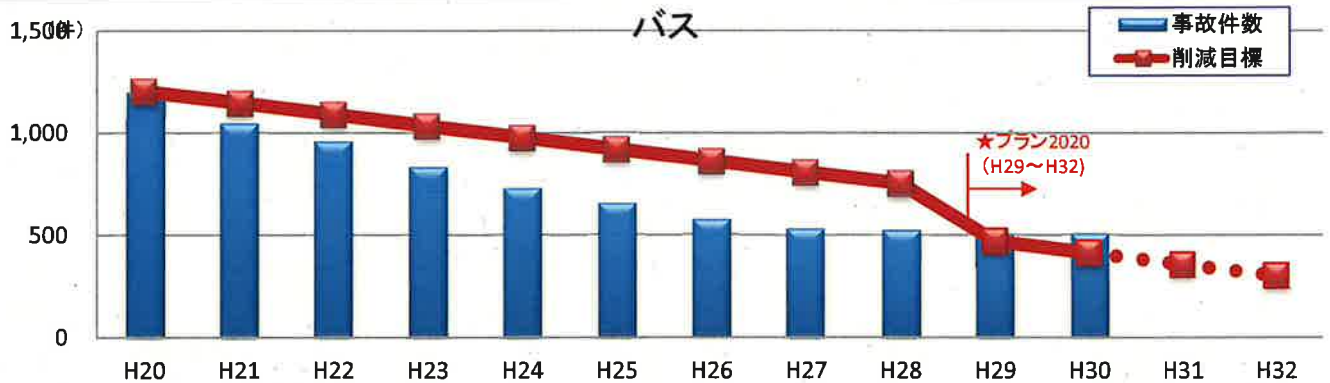
関東では、一貫して僅かながら減少を続けているものの、平成30年には11,882件となり削減目標を達成できず。また、全国でも、削減目標を達成できず。



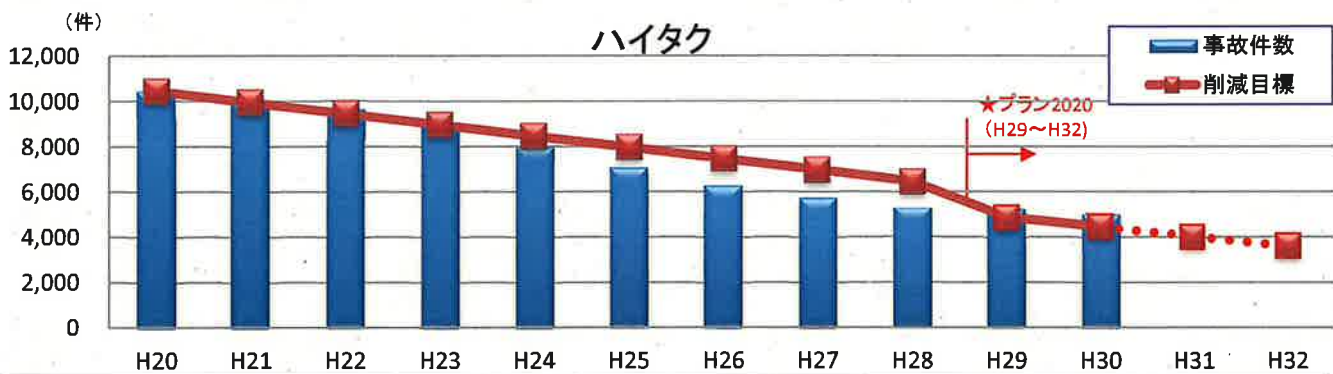
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
死者数(全国)	517	469	490	450	466	434	421	403	363	352	328		
死者数(関東)	153	136	133	134	135	134	133	122	114	93	99		
削減目標(全国)		490	462	435	407	380	354	328	302	331	299	267	235
削減目標(関東)		143	134	124	115	105	98	91	84	91	85	77	70

関東では、平成27年から平成29年までは減少傾向であったが、平成30年には99人と昨年より増加し、削減目標(85人)を達成できず。また、全国でも削減目標を達成できず。

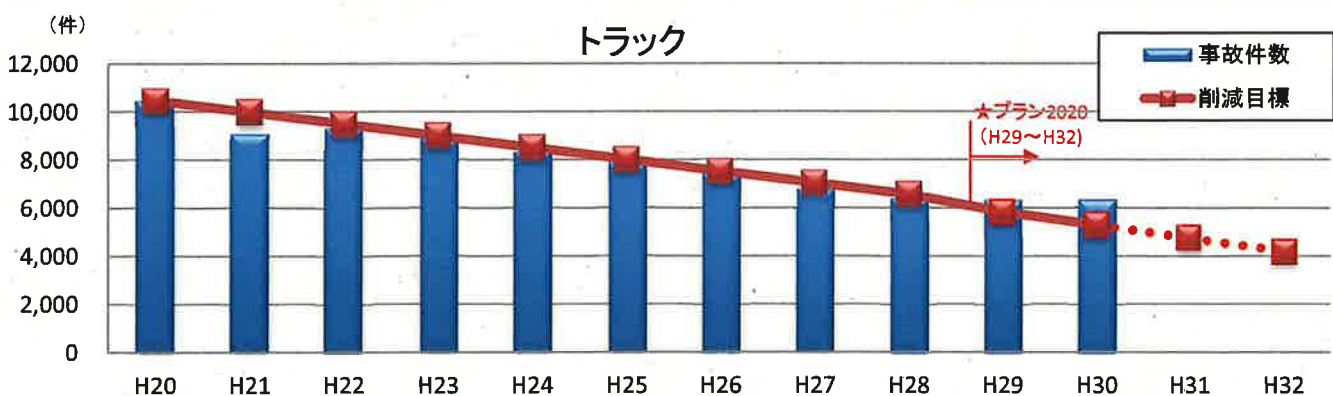
関東の業態別事業用自動車の交通事故削減目標達成状況(第1当)



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事故件数	1,203	1,048	960	835	729	654	576	534	526	499	507		
削減目標		1,146	1,090	1,033	977	920	864	808	752	470	413	357	300



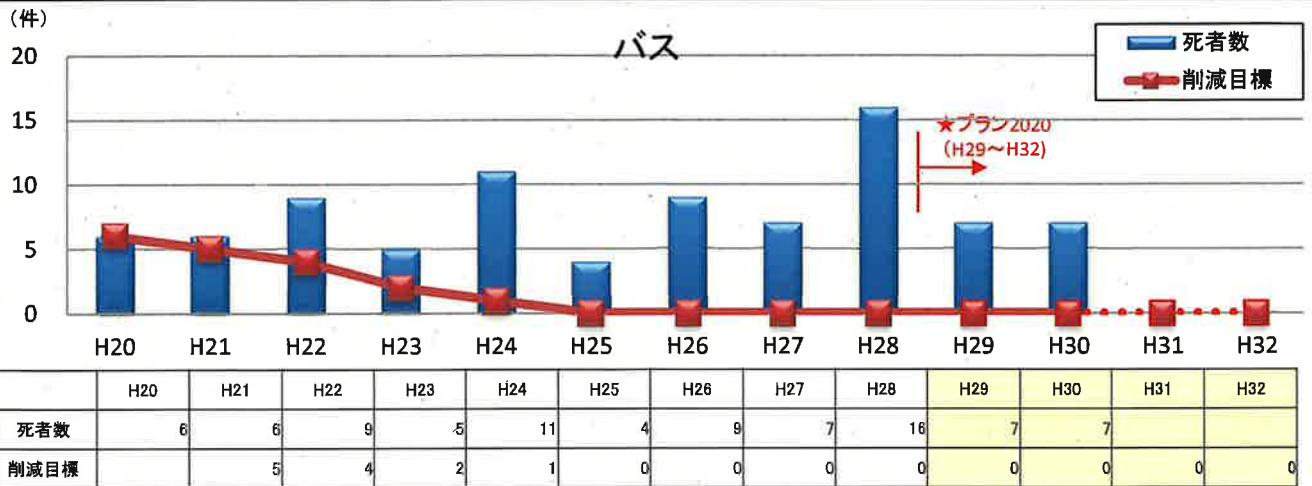
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事故件数	10,440	9,976	9,657	9,056	7,964	7,098	6,298	5,744	5,308	5,280	5,014		
削減目標		9,946	9,452	8,958	8,464	7,970	7,470	6,970	6,470	4,881	4,454	4,027	3,600



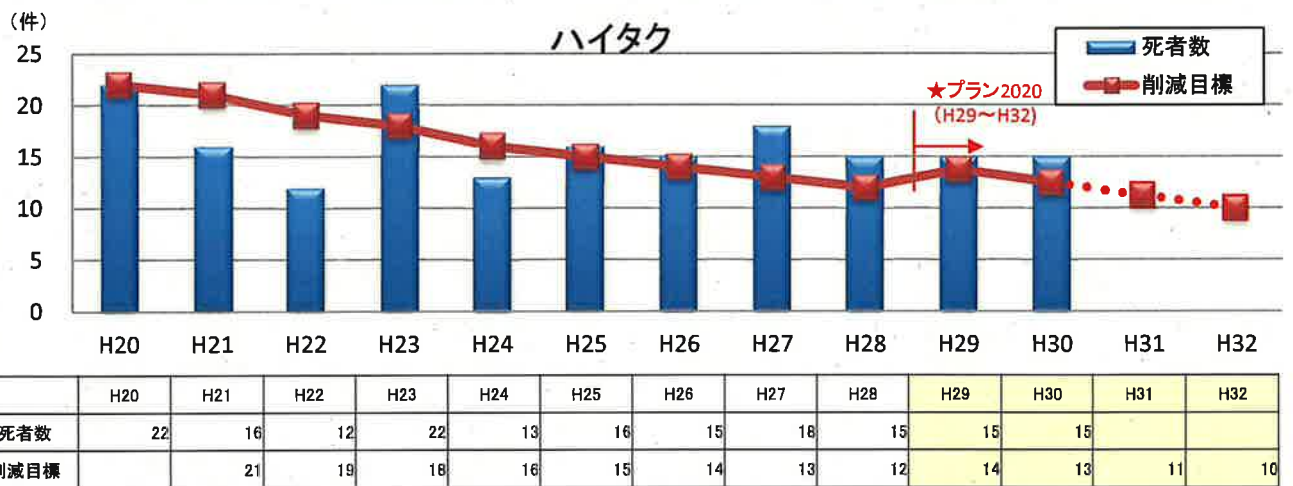
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事故件数	10,480	9,104	9,312	8,906	8,352	7,878	7,426	6,799	6,383	6,334	6,361		
削減目標		9,986	9,492	8,998	8,504	8,010	7,526	7,042	6,558	5,837	5,292	4,746	4,200

バス、トラックとも件数は増加し、各業態とも削減目標を達成出来ません。

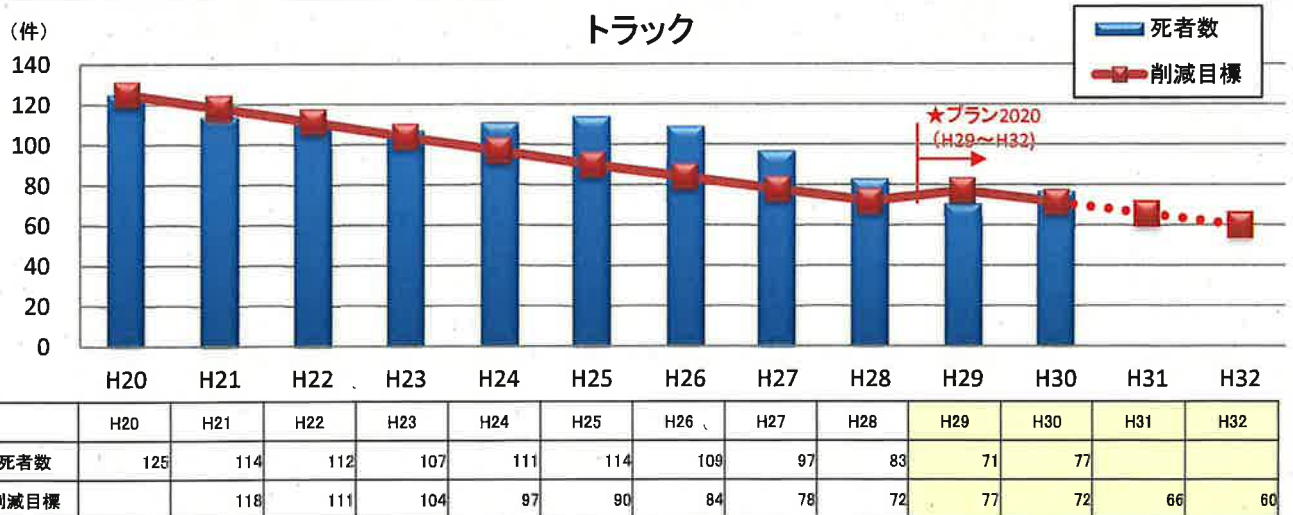
関東の業態別事業用自動車の交通事故死者数削減目標達成状況(第1当)



平成30年の死者数は7名と平成29年とかわらず、削減目標(0人)を達成できず。



平成30年の死者数は15人と平成28年からかわらず、削減目標(13人)を達成できず。



平成30年の死者数は77人と平成29年より増加、削減目標(72人)を達成できず。

各業界団体の取組みについて

1. 関東地区バス保安対策協議会 P1
2. 東京ハイヤー・タクシー協会交通事故防止委員会 . . P11
3. 関東地区ハイヤー・タクシー協議会 P14
4. 全国個人タクシー協会関東支部 P25
5. 東京都トラック協会運輸安全委員会 P30

関東地区バス保安対策協議会

1. 関東地区バス保安対策協議会

○ バス事故防止に向けて2020年度中に取組む主要事項

1. 「総合安全プラン2020」に基づく事故削減目標達成への着実な取組み
2. 重点対象として更なる対策に取組む必要がある事故
 - (1) 「車内転倒事故」及び「歩行者・自転車との衝突事故」の削減
 - (2) 健康起因によるバス事故の防止
3. 貸切バス安全対策の推進
4. 東京オリンピック・パラリンピックに係るバス輸送の安全確保

○ 関連資料

【資料1】総合安全プラン2020関東地域バス事故等削減推進計画及び実績

【資料2】車内事故防止啓発動画DVD「車内事故防止に向けて」

【資料3】SAS・脳疾患に対する地方協会の助成事業

【資料4】新型コロナウイルス等感染症防止対策について

【資料5】関東地区8都県バス協会・会員保有車両のEMSデジタルタコグラフ・ドライブレコーダー等装着状況

バス事故防止に向けて2020年度中に取組む主要事項

1. 「総合安全プラン2020」に基づく事故削減目標達成への着実な取組み

「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づく関東地域バス事業の人身事故削減目標は、平成28年(2016年)の526件を2020年までに300件以下にするというものである。この目標に関し、関東8都県バス協会では、協会ごとの事故削減数値目標を明確化し、これに基づき各種施策に取り組んでいる(資料1)。

令和元年(2019年)の最終的な結果はまだ出ていないが、例えば、東京地区では、警視庁の統計によれば、発生件数が速報値で208件となっており、対前年比8件の減少となったものの、本プランの最終目標年度である本年を迎えて、関東地域での年間事故発生件数の目標値(300件以下)に照らし、その達成は相当厳しい状況にあるといえる。しかしながら、以下に掲げる各般の安全対策に全力を挙げて取り組むことにより、目標値に一步でも近づけるように努力することとする。

2. 重点対象として更なる対策に取り組む必要がある事故

(1) 「車内転倒事故」及び「歩行者・自転車との衝突事故」の削減

「車内転倒事故」は、バス事故全体の約3割を占め、「歩行者・自転車との衝突事故」は死亡事故等の重大事故に直結する危険性が高い。

これらを削減するため、平成26年(2014年)4月に関東運輸局と合同で「バス事故防止対策検討WG」を設置し、効果的施策の横展開を図りながら、事故防止対策の確実な実行と効果の検証による施策効果の向上を目指して取組みを進めている。しかしながら、同WG発足以来減少傾向にあったこれらの事故が、平成29年(2017年)には増加に転じており、平成30年(2018年)も前年より減少はしたものの前々年(平成28年)の水準は上回っている。

このため、同WGでは、自転車、歩行者等の飛び出しや車両の割り込みによる急ブレーキが原因となった車内転倒事故が増加している状況に鑑み、その危険性について、バス利用者のみならず一般国民向けにも周知を図るため、交通ルールの遵守やマナーの向上を啓発するDVDの作成を提案した。同提案を受け、関東地区バス保安対策協議会では、「車内事故防止に向けて」と題するDVDを、バス車内デジタルサイネージ用と一般広報用の2種類に分けて作成した。同DVDでは、バス利用者への警鐘は勿論であるが、車外の自転車や乗用車の無謀な運転や行動は、自らへの危険を生むだけでなく、バス車内の乗客転倒事故も引き起こすことによって、自らが加害者となる可能性もあることを啓発している。

同DVDの活用事例としては、各社保有の車内サイネージで延べ約4万台で放映したほか、警視庁運転免許試験場の待合所で延べ180日間放映、また、シルバーパス更新会場でも放映した(資料2)。

今後、更に活用を継続して、車内事故防止に繋げていくこととする。

また、一昨年より関東運輸局と合同で実施している添乗調査を今年度も継続して行い、その結果を各社に伝えることで乗務員指導の一助とする。

(2) 健康起因によるバス事故の防止

令和元年度(2019年)は、運輸事業振興助成交付金を活用して、引き続き、SASスクリーニング検査や脳MRI検査に係る費用の助成を行い、受診の向上を図った(資料3)。令和2年度も、前年度同様、これら検査に対する助成を行うことにより、更なる受診率の向上を目指すこととする。加えて、令和元年7月に策定された「心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」の周知を図ることにより、心臓疾患に係る検診の受診や治療の必要性についての理解を深めるとともに、事業者による検診の導入拡大に努める。

東京バス協会では、会員に配付している「健康管理ハンドブック」に「心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」及び「感染症予防対策」を盛り込むべく改訂に向けて準備を進める。

また、新型コロナウイルスの感染症対策として、通達に基づく、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の予防対策を徹底するとともに、インフルエンザ対策の面からも、運行前の点呼において発熱状況を確認するなど、運転者のこれら感染症に係る健康状態のチェックを徹底する(一部事業者では、サーモグラフィや非接触体温計を営業所に配備)。

更に、東京バス協会では、新型コロナ感染防止の一環として、貸切バスについて車内消毒の標準ラインを作成し、会員事業者にも周知、徹底するとともに、旅行会社にもアピールすることによって、貸切バス利用者の不安の払しょくに努めることとする。こうした感染防止への取組みを関東地域の貸切バス事業者にも周知していく。併せて、路線バスについても、これに準じた対策をとることで、路線バスにおける感染拡大の防止を図ることとする(資料4)。

3. 貸切バス安全対策の推進

平成28年(2016年)1月の「軽井沢スキーバス事故」を契機としてスタートした貸切バス適正化事業においては、平成29年(2017年)8月から貸切バス事業者に対する巡回指導を開始した。

関東地域では、貸切バス適正化センター及び関東8都県バス協会ともに、既に一巡目の巡回指導を終えているほか、令和元年度(2019年)は、一巡目の巡回指導結果を踏まえ、要監視事業者に対して重点的に巡回指導を実施するか、又は対象事業者の全てに二巡目の巡回指導を実施した。

令和2年度(2020年)は、関東運輸局及び貸切バス適正化センターが、貸切バスを配置している全営業所に対して、少なくとも1回の巡回指導を実施するという基本方針を打ち出している。新型コロナウイルスの終息状況によっては、3月から停止している巡回指導がいつ再開できるかが必ずしも明確ではないが、基本的には、

当該基本方針を踏まえ、少なくとも、再開後一年以内に全営業所の巡回指導を終えられるよう、その体制の拡充・強化及び巡回指導の効率化を図ることとする。

4. 東京オリンピック・パラリンピックに係るバス運輸の安全確保

新型コロナウイルスの感染拡大により、1年延期となった東京オリンピック・パラリンピックについて、選手・役員等の輸送を担う貸切バス、観客輸送を担う路線バスの安全運行の確保に向け、仕切り直しとなったバス運行計画を改めて早急に調整するとともに、OP組織委員会等関係機関と緊密な連携を図りながら、その安全輸送に万全を期することとする。

総合安全プラン2020・関東地域バス事故等削減推進計画及び実績

- 1 死亡事故(死者数)・・・平成28年 16人→ゼロ(毎年ゼロ目標)
- 2 飲酒運転 …………… 毎年ゼロ目標
- 3 事故発生件数 …… 4年間(平成29年～平成32年)で526件から300件以下に。

都県別	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
		目標件数 発生件数	目標件数 発生件数	目標件数	最終目標 (件以下)
東京	185 ^⑭ (35.171%)	165	145	125	106
		187 ^①	214 ^②		
神奈川	149 (28.327%)	133	117	101	85
		150 ^③	139 ^②		
千葉	85 ^① (16.159%)	76	66	57	48
		76 ^①	83 ^①		
埼玉	51 ^① (9.696%)	46	40	35	29
		52 ^②	42		
茨城	20 (3.802%)	18	16	14	11
		15	13 ^②		
群馬	10 (1.901%)	9	8	7	6
		12	7		
栃木	14 (2.661%)	12	11	9	8
		2	8		
山梨	12 (2.281%)	11	9	8	7
		5	1		
計	526 ^⑮ (100.000%)	470	412	356	300
		499 ^⑦	507 ^⑦		

凡例:発生件数～関東運輸局提供。青数字…目標達成 赤数字…目標超過 ○…死者数(人)

【資料2】

令和2年4月27日

車内事故防止啓発動画 DVD「車内事故防止に向けて」

制作 関東地区バス保安対策協議会
 一般社団法人東京バス協会
 協賛 関東8都県バス協会
 協力 関東バス(株)・小田急バス(株)



68秒動画活用状況

活用場所	活用期間	延べ活用日数
警視庁運転免許更新所	令和元年10月18日～12月27日	180日
シルバーバス更新会場	令和元年9月1日～9月31日	304日
各事業者の社内研修等	令和元年9月～令和2年2月末	49日
各事業者への職場訪問	令和元年9月～令和2年2月末	21日
その他	令和元年9月～令和2年2月末	82日
合計		490日

15秒動画活用状況

活用内容	活用事業者数	延べ放映台数
バス車内サイネージ	6事業者	40183台

その他の活用

活用内容	活用事業者数
動画の静止画像を編集し車内ポスターを作成し掲示した。	3事業者

【資料3】

令和2年4月27日
関東地区バス保安対策協議会

SASに対する地方協会の助成事業

都道府県	平成30年度 助成額または助成率	助成した受診者数(人)	
		平成29年度	平成30年度
東 京	2,500円	296	462
神 奈 川	1,763円	824	938
埼 玉	2,000円	132	161
群 馬	上限2,500円	261	345
千 葉	2,000円	363	406
茨 城	3,000円	239	479
栃 木	全額協会負担	166	138
山 梨	なし	0	0
計		2,281	2,929

脳疾患に対する地方協会の助成事業

都道府県	平成30年度 助成額または助成率	助成した受診者数(人)	
		平成29年度	平成30年度
東 京	5,000円	200	585
神 奈 川	4,100円	966	839
埼 玉	5,000円	23	75
群 馬	10,000円	40	64
千 葉	5,000円	361	468
茨 城	5,000円	197	260
栃 木	10,000円	115	198
山 梨	10,000円	0	60
計		1,902	2,549

※ 本資料は令和元年8月に日本バス協会が調査したものからの抜粋です。

【資料4】

新型コロナウイルス等感染症防止対策について

貸切バスにおいては、下記の感染症防止対策を取るものとする。路線バスにおいても、これに準じ、下記2以下の対策を取るものとする。

記

1. お客様

- ・全車両に消毒液を搭載し、利用するお客様の手・指の消毒に対応。

2. 乗務員

- ・出庫時の対面点呼において体調不良を把握した場合の乗務停止。
- ・原則として、出庫時の点呼における体温測定の実施。
- ・マスクの着用。
- ・消毒液（アルコール、次亜塩素酸水等）による手指消毒を適時実施。
- ・手洗い、うがいの励行。

3. 車両

(消毒)

- ・バス車内の手すり、肘掛、トイレドアノブなど、お客様が手を触れる部分について、作業可能な待機中及び入庫時に消毒液（アルコール、次亜塩素酸水等）による拭き取り消毒を毎日複数回（最低1回）実施。

(換気)

- ・走行中の窓開け（5センチ程度）換気を実施（雨天及び暴風時は除く）
- ・プラズマクラスター搭載車はエアコンを積極的に使用。
- ・待機中の窓開けによる車内換気を励行。
- ・トイレ付車両のトイレ内空気清浄等は、各社が搭載している機器（オゾン発生器、紫外線灯による殺菌装置、換気扇等）により除菌や強制脱気を実施。

4. その他

- ・点呼におけるアルコール検査を受検する際は、必ず事前に石鹸による手洗いをを行う。（誤反応防止）

【資料5】

関東地区8都県バス協会・会員保有車両のEMSデジタルコグラフ・ドライブレコーダー等装着状況

2020(令2). 4. 27 関東地区バス保安対策協議会事務局

都県別	平成30年度末保有総台数(両)		EMS・デジタルコグラフ等装着バス(両)				ドライブレコーダー装着バス(両)				AEBS(衝突被害軽減制動制御装置)搭載車両(両)		その他	
	平29年度末	装着率	平30年度末	助成分	平30年度末	装着率	平29年度末	装着率	平30年度末	助成分	平30年度末	装着率		令元年度予定助成分
東京	9,757	6,510	425	6,935	101	182	9,336	9,518	20	1,673				
	9,640	67.5%	92	71.1%		1	96.8%	97.6%						
神奈川	6,942	4,228	150	4,260	150	174	6,936	6,939	150	654			※機器更新も助成	
	6,966	60.7%	150	61.4%		174	99.6%	99.96%						
埼玉	3,439	1,747	509	2,256	10	127	3,286	3,413	10	530			特定除く	
	3,320	52.6%	36	65.6%		36	99.0%	99.2%						
群馬	1,292	678	18	655	40	120	1,078	1,061	60	235			※機器更新も助成	
	1,297	52.3%	18	50.7%		120	83.1%	82.1%						
千葉	4,761	3,193	216	3,409	116	98	3,590	3,688	98	628				
	4,494	71.1%	116	71.6%		98	79.9%	77.5%						
茨城	3,022	2,306	127	2,433	120	173	2,630	2,803	168	403				
	2,997	76.9%	127	80.5%		173	87.8%	92.8%						
栃木	1,552	861	173	1034	0	74	1,380	1,454	162	232			※機器更新も助成	
	1,537	56.0%	0	66.6%		207	89.8%	93.7%						
山梨	730	341	167	508	30	10	706	716	20	123				
	735	46.4%	40	69.6%		10	96.1%	98.1%						
計	31,495	19,864	1,785	21,490	567	958	28,942	29,592	688	4,478			(前年比+1,258)	
	30,986	64.1%	579	68.2%		819	93.4%	94.0%						

凡例：各都県バス協会の提供による数値を計上した。

東京ハイヤー・タクシー協会交通事故防止委員会

「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき策定した「ハイタク事業における総合安全プラン2020」の実施目標を達成するため、関係機関、団体との連携を更に強化し、次の交通事故防止諸対策を推進する。

1 交通事故防止対策の推進

(1) 事故削減目標

- ① 死亡事故 0件
- ② 人身事故 1,950件以下
- ③ 飲酒運転 0件
- ④ 覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転 0件

(2) 毎月5日の「タクシー事故ゼロの日」、8日の「二輪車・自転車安全日」及び10日の「交通安全日」を継続して推進し、年間「交通死亡事故ゼロ運動」を展開する。

(3) 夜間における歩行者の信号無視・横断禁止場所横断等の事故防止対策及び深夜帯等の路上寝込み者等の轢過事故防止対策を図るため、制限速度の遵守、前方左右の安全確認、車間距離の保持、早目のライト点灯とこまめなハイビーム・ロービームの切り替えの励行、道路環境等の早期把握を行い防衛運転の徹底を図る。

(4) 全国的に道路横断中の歩行者の死亡事故の発生割合が高いことから、特に、信号機のない横断歩道手前における減速と横断中及び横断開始前の歩行者優先を徹底する。

(5) 乗務員、乗客に対する正しいシートベルトの着用の推進を図る。

(6) 東京駅周辺、羽田空港周辺、六本木、銀座、赤坂、新橋、新宿、渋谷等の繁華街での安全不確認を原因とする交通事故が多発しており、これらの地域での交通の安全と円滑に大きな支障を来していることから、進路変更、ドアの開放時等における確実な安全確認を実施し、交通事故多発地域における交通事故防止に努める。

(7) 首都高速道路走行時における法定・指定速度の遵守及び車間距離の十分な保持と道路工事・作業等の情報の把握に努め、危険予知運転による交通事故防止に努める。

(8) 降積雪時におけるスタッドレスタイヤの全車輪装着、タイヤチェーンの装着等によるスリップ事故及び立ち往生事案防止対策を推進する。

(9) 春・秋の全国交通安全運動、夏季の交通事故をゼロにする運動、夏季・年末年始の輸送安全総点検及びTOKYO交通安全キャンペーンの効果的な推進を図る。

(10) 運行管理者等を対象とした事故防止責任者講習会を東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合と合同で開催するとともに、全国交通安全運動における東京都の交通事故防止対策スローガンである「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」を周知させ、「心でやろう大作戦」を引き続き展開する。

また、春・秋の全国交通安全運動並びに年末年始輸送等安全総点検の実施期間中に東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合及び東京都個人タクシー協会と連携して、都内主要駅タクシー乗り場においてシートベルト調査指導及び乗務員に対する事故防止啓蒙活動を実施し、乗務員の事故防止意識の高揚を図る。

2 関東運輸局タクシー事故防止対策検討会への参画

本年度も、引き続き、委員長が参画し、関東地区の事故件数削減に向けた方策の検討を進め、必要及び有用な情報について会員に展開する。

3 関係機関等との連携

- (1) 警視庁交通部が主催するセーフティードライバー・コンテスト及び高齢タクシードライバー交通安全教室への積極的な参加を推進する。
- (2) 関係機関、団体と連携し、追突、出会い頭、対歩行者・自転車・二輪車との事故削減方策を考究する。
- (3) 他の専門委員会との連携により、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像型ドライブレコーダー）の安全に資する活用や高齢ドライバー事故防止対策として、セーフティサポートカーSの導入を推進する。
- (4) タクシー乗務員の安全確保のため、乗務員指導委員会、東京タクシー防犯協力会等と連携を密にし、自主防犯体制を充実するとともに警察当局等の実施する防犯、捜査活動に積極的に協力する。
- (5) 健康起因事故を防止するため、国土交通省のガイドライン（SAS、脳疾患、心臓疾患・大血管疾患）の活用を推進する。
- (6) 国土交通省自動車局が平成30年9月に策定した「自動運転車の安全技術ガイドライン」に基づく自動運転実用化の取り組みを注視し、必要な情報の共有に努める。

4 対面点呼等の確実な実施

運行管理者等は、無免許運転、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転、過労運転等の悪質運転の絶無及び睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無の確認、アルコール検知器の使用による出庫前及び帰庫後の対面点呼等を確実に実施する。

5 運輸安全マネジメントへの取り組み

経営トップから現場に至るまで輸送の安全確保を第一として、三位一体となって社内に安全風土・安全文化を構築するなど、運輸の安全に関するPDCAサイクルに沿った事故削減の推進を図る。

6 社内研修等の推進

(1) 事故分析に基づく対策

- ① 交通事故総量抑制対策として、タクシー事故の特徴である「出会い頭事故」及び「追突事故」防止対策を重点的に推進する。
- ② 空車時の事故件数が実車時の事故件数の3倍であることから、空車走行時の安全確認の励行につき、日頃の指示及び指導を徹底する。
- ③ 死亡事故抑止対策として、「信号無視を含めた道路横断中の歩行者との事故、路上寝込み者の轢過事故」防止対策、「首都高速道路における速度超過、車間距離の不保持、道路工事等の道路環境の未把握による事故」防止対策及び「対自転車・二輪車事故」防止対策を重点的に推進する。

(2) 社内研修の推進

- ① 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、タクシー乗務員必携の「タクシー乗務員安全運転のしおり」、「危険ドラッグ撲滅のために」等を活用した乗務員教育の徹底を図る。
- ② ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング（KYT）やデジタル式運行記録計を使用した運転状況の問診等による安全運行教育を運転者参加・体験・実践型で推進する。
- ③ ドアサービス、トランクサービス、車いす乗車対応等、車外におけるお客様対応の機会が増加していることから、車外活動時においても、「ながら運転」車両の接近等に際し、お客様を含めた危険回避ができるように、常に周囲の交通環境の把握に努めるよう注意を喚起する。

関東地区ハイヤー・タクシー協議会

関東地区ハイヤータクシー協議会
令和元年度事業計画

1. 事業の健全な発展と安定的な経営基盤の確立を図るため、全タク連が策定した「今後新たに取組む事項」として示された11項目に加え、刷新した9項目も踏まえ、地域の特性・利用者ニーズに即した輸送サービスの提供に努める。
2. タクシー利用者の利便性を向上させて利用者を増加させると共に、事業経営の効率化等につながる生産性の向上を図り、若年者や女性を始めとする乗務員の確保・育成等について一層の取組みを行うことが必要となっていることから、全タク連が策定した「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の目標達成のために取り組むべき事項を、着実かつ積極的に実施する。
3. 自治体が主宰する地域公共交通会議や福祉有償運送運営協議会等に積極的に参画し、地域が抱える交通問題に対し、全タク連が掲げた「地域交通サポート計画」に基づき関係機関と緊密に連携を図りながら取り組む。
4. 運賃制度については、自動認可運賃と公定幅運賃の適用により、運賃は関東運輸局長が公示した運賃幅の中に収斂されてはいるが、引き続き利用者利便のために同一地域同一運賃の実現を目指し、全タク連と密接に連携を図り的確な対応を関係機関に要望する。
また、利用者利便向上策の一つとして本年10月1日の消費税率引上げに伴う運賃改定と同時に実施する予定であった通常の運賃改定を伴う初乗距離短縮運賃が先送りされたことから、今般先送りされた通常の運賃改定を可及的速やかに実施するよう関係機関に働きかけを行う。
5. 電子マネー、交通系ICカード、QRコード等のキャッシュレス決済の導入を図ると共に、アプリ配車の更なる導入促進等によるタクシー事業のICT化を推進する。
6. 政府、自動車メーカー等が進めている自動運転に係る実証及び交通関連法規の整備等に関する情報の把握に努める。
7. 「ハイタク事業における総合安全プラン2020」に基づき、交通事故の削減を目指すと共に、重大事故に直結する健康起因事故の撲滅や、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転、過労運転等法令違反の防止の徹底を図る。
8. 訪日外国人のニーズに対応した安全で快適なタクシーサービスの向上を図るため、全タク連が策定した「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に掲げられた対策について、地域の実情等に応じて検討し、実行可能な対策について、積極的な取り組みを図る。

9. 白タク（自家用車ライドシェア）合法化阻止と共に、自動車運転代行業によるタクシー類似行為や自家用有償旅客運送が、タクシー事業の需要を不当に奪うことがないように引き続き監視を行う。また、タクシー類似行為の防止等輸送秩序維持のため、関係法令・通達の適正運用と取り締まり強化について行政当局に対し要請する。
10. 自動車重量税等自動車関係諸税については、抜本の見直しを行い簡素化及び軽減措置の更なる拡充が図られるよう全タク連をはじめ他団体と連携しながら関係機関に要請する。
11. 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」適用にあたり、業界として適切な対応を図る。
12. 消費税増税（10%）の動向に注視し、引き上げにあたっては、消費税転嫁として必要な運賃改定に関し、その費用（特にメーターの改造等）に対する支援措置が講じられるよう全タク連を通じ関係機関に要望する。

平成 31 年度 交通指導事故防止委員会 事業計画

交通事故の削減と街頭営業等の健全化を目指し、以下の事項に取り組む。

1. タクシー乗り場での客待ち停車等による道路交通への支障及び地域住民への迷惑行為の防止、乗り場での喫煙を防止するため、各地区の交通指導員や神奈川タクシーセンター等と連携を図り街頭指導の充実強化に努める。
2. 交通指導員研修会の開催にあたっては、研修内容の充実とともに交通指導員の更なる質的向上を図る。
3. 発生した交通事故の特徴・傾向等実態を把握し交通事故防止対策に活用するよう会員各社に適時適切に情報提供等を行うとともに、適性診断、適齢診断、ドライブレコーダー及び、デジタルタコグラフ等を活用した指導教育の徹底を図り、実効ある交通事故防止を推進する。
4. 路上寝込み者等の轢過事故の防止に関する協定（平成 26 年 12 月、神奈川県警察と締結）に基づき、引き続き神奈川県警察と連携を図るとともに、路上寝込み者等の轢過事故未然防止のためのハイビームの励行に努め、事故防止の徹底を図る。加えて、交差点出合い頭事故防止の徹底に努める。
5. 重大事故に直結する過労運転、健康起因の事故防止、飲酒運転・覚醒剤・危険ドラッグ等薬物使用による法令違反に係る運転の防止について、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を図る。特に高齢運転者に対しては、事故防止の徹底に努める。
6. 当委員会が「事業用自動車事故防止コンクール」、「社内無事故コンクール」及び「無事故・無違反コンクール（セーフティ・チャレンジ・かながわ）」等の主催、共催、協賛等を行うとともに、関東運輸局主催の「関東地域事業用自動車安全対策会議」に参画し交通安全の意識の高揚を図る。
7. 「春・秋の全国交通安全運動」、「夏の交通事故防止運動とタクシーサービス向上運動」及び「年末年始自動車輸送安全総点検とタクシーサービス向上運動」の実施にあたっては、行政機関・関係団体と連携を図り実効ある運動を推進する。
8. 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン 2020」に対応し、交通事故死者数の削減（2018 年 3 人を目標ゼロにする）、人身事故件数の半減（2018 年 1,021 件を目標 50%減にする）及び、飲酒運転の根絶等に向けて安全対策を推進する。
9. 運輸安全マネジメント制度を徹底するため、繰り返し事業者には輸送の安全が最優先であるという意識を浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となった輸送の安全確保推進に努める。

神交総発第80号
令和元年1月22日

一般社団法人
神奈川県タクシー協会会長 殿

神奈川県警察本部
交通部交通総務課長

交通死亡事故抑止のための注意喚起について（依頼）

平素から、交通安全活動をはじめ警察行政の各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和元年中の県内における交通事故については、発生件数、負傷者数及び死者数の全てが減少し、第10次神奈川県交通安全計画の目標である「年間の24時間死者数150人以下」を達成することができました。

しかしながら、本年昨日現在では、すでに14件の交通死亡事故が発生しているほか、年初から全国ワースト1位の状態が続いているなど、危機的な状況となっております。

発生した交通死亡事故は、夜間帯に歩行者が犠牲となるケースが多く、路上に横たわっている方と衝突する事故も発生しており、運転者の緊張感を保持していただくための注意喚起が必要であると考えております。

つきましては、啓発資料を作成いたしましたので、貴協会会員の皆様への配信、ホームページへの掲載等で御活用いただき、交通死亡事故抑止のための注意喚起に御協力をお願いします。

担当：神奈川県警察本部交通部交通総務課
045-211-1212 内線5081 高橋

交通死亡事故多発

歩行中の死亡事故7件は
全て **夜間** に発生！

(※令和2年1月21日現在)



✓ **車両**

ライトをこまめに切り替えて、
歩行者の早期発見を！

✓ **歩行者**

「**反射材**」を貼付して存在の
アピールを！

前照灯の照射範囲と停止距離

上向き…約**100m**！



下向き…約**40m**



(時速)

40キロ

50キロ

60キロ

(停止距離)

→ 2.2m

→ 3.3m

→ 4.4m

時速60キロの下向きライト
で走行した場合は、危険を発見
しても間に合いません！！

神奈川県警察

路上寝込み者等の轢過事故の防止に関する協定

一般社団法人神奈川県タクシー協会(以下「甲」という。)と神奈川県警察(以下「乙」という。)は、路上寝込み者及び認知症高齢者等の路上徘徊者(以下「路上寝込み者等」という。)の轢過事故の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 タクシーによる路上寝込み者等の轢過事故を防止するため、甲及び乙が連携して、路上寝込み者等の轢過事故の未然防止ための防護措置を行い、もって交通事故全体の抑止を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために、甲及び甲の加入事業者は、通常の事業活動を通じて、次の事項の推進に努めるものとする。

- 1 路上寝込み者等そのまま放置すれば交通事故に遭遇する危険性が高く、かつ、緊急に防護措置を講ずる必要のある者を発見した場合には、次の各号の措置を講じるものとする。
 - (1) 路上寝込み者等の手前にタクシーを停車させ、ハザードランプを点灯するなどの効果的な防護措置をとる。
 - (2) 必要な防護措置を講じた後に、110番通報するとともに、会社に路上寝込み者の防護措置を講じていることを連絡する。
 - (3) 警察官が到着するまでの間は防護措置を継続実施する。また、可能であれば、自らの事故防止に留意しながら、路上寝込み者等を路外の安全な場所に移動の措置をとる。
- 2 乙が行う路上寝込み者等の交通事故防止に関する広報、啓発活動に協力すること。

(通報受理時の措置)

第3条 乙は、甲の会員事業者のタクシー乗務員から通報を受理したときは、速やかに現場に臨場し、路上寝込み者等を保護し、交通事故の未然防止を図るものとする。

(通報者からの事情聴取)

第4条 乙は、通報者からの事情聴取に当たっては、通報者の業務に影響を及ぼさないように配慮し、できる限り簡潔に行うこと。

(情報の提供)

第5条 乙は、甲に対し、交通事故の発生状況その他交通事故に関する情報の提供に努めるとともに、甲が行う交通事故防止に関する活動の支援、協力に努めるものとする。

(遵守事項)

第6条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守することとするものとする。

- 1 この協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用しないこと。
- 2 この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

(配意事項)

第7条 この協定は、相互の任意の協力の下に実施するものであり、相互に権利又は義務を生ずるものでないこと。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合などには、その都度速やかに甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成26年12月8日

甲 一般社団法人神奈川県タクシー協会会長

伊 藤 宏



乙 神奈川県警察本部交通部長

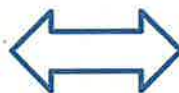
常 盤 一 夫



路上寝込み者等の轢過事故防止に関する協定(覚書)の概要

1. 締結先

都道府県警察本部



都道府県
ハイヤー・タクシー協会

2. 締結内容(例)

(1) 目的

タクシーによる路上寝込み者等の轢過事故を防止し、もって交通事故全体の抑止を図ることを目的とする。

(2) 協力内容

○ タクシー協会の会員事業者

会員事業者は、通常の事業活動を通じて、路上寝込み者及び認知症高齢者等の路上徘徊者(以下「路上寝込み者等」という。)を発見した場合は、

- ・ タクシーのハザードランプ点灯させ、路上寝込み者等の手前等で停止させるなど効果的な防護の措置を講じる。
- ・ 直ちに110番通報する。
- ・ 警察官が到着するまで安全な場所で待機し、交通事故の発生防止に努める。
- ・ 可能であれば、自らの事故防止に留意しながら、路上寝込み者等を路外の安全な場所に移動の措置をとる。

○ 警察本部

- ・ 通報を受理したときは速やかに現場臨場し、路上寝込み者等を保護し、交通事故の未然防止を図る。
- ・ タクシー協会に対し、交通事故の発生状況その他の交通事故に関する情報の提供に努める。

(3) その他の内容

- 相互の任意の協力の下に実施する活動について定めるものであり、相互に権利及び義務を生ずるものではないこと。
- 必要により具体的運営要領を作成する。
- 疑義が生じた場合は、相互に協議を行う。

乗務員の皆さんへ

早めのライト点灯

- 夕暮れ時は、早めにライトを点灯しましょう

こまめなライト切り替えの励行

- 他の車両の交通を妨げる恐れのない場合は、前照灯を上向きにして、歩行者、路上寝込み者などの早期発見に努めるなど、こまめにライトを切り替えましょう。
- 道路運送車両法では、走行用前照灯は上向き（ハイビーム）です。下向き（ロービーム）はすれ違い用前照灯です。
 - * 上向き（ハイビーム）の照射距離
前方約100メートル、左右照射
 - * 下向き（ロービーム）の照射距離
前方約40メートル、右側照射しないよう調整
- すれ違い前照灯は、前方約40メートルしか照射しないので、路上寝込み者の発見が遅れます。また、右側を照射しないようになっているので、右からの歩行者の発見が遅れます。
 - * タクシーによる路上寝込み者の轢過死亡事故は、平成24年に10件、同25年中に9件発生しています。
(国土交通省自動車局安全政策課メールマガジン「事業用自動車安全通信」から)

路上寝込み者等発見時の措置

路上寝込み者等を発見したら、

- ① 路上寝込み者等の手前等にタクシーを停止させ、ハザードランプを点灯するなどの防護措置を講じる。
- ② 防護措置を講じた後に、110番通報する。(会社にも報告)
- ③ 可能ならば、自らの事故防止に注意しながら、路上寝込み者等を安全な場所移動させる。
- ④ 警察官が到着するまでの間は防護措置を継続する。

○事故防止ステッカー(原寸大)

運転席ダッシュボードコンソール等に貼付、予備あり

・スピード注意、ライトは基本上向き(対向車や先行車、歩行者がない場合)に周知。



○シートベルト着用ステッカー形式(原寸大)

すべての座席用(全タク連作製)

Please fasten your seatbelt for your safety.
고객님의 안전을 위하여 시트벨트를 착용해 주십시오.
为了您的安全，请系好安全带。



道交法により着用が義務付けされています

全国ハイヤー・タクシー連合会
警 察 庁

全国個人タクシー協会関東支部

『事業用自動車総合安全プラン 2020』

令和元年度 事故削減等に向けて取り組む重点項目

平成30年度の事故発生状況等の検証及びたびかさなる悪質違反の発生を踏まえ、令和元年度、以下の項目を重点に事故削減等に取り組みます。

1. 事故削減目標を達成するため、統一したスローガンを掲げ責任ある活動を展開

(1) 統一スローガンの設定

悪質違反の根絶を図る観点から、今年度、「自己管理でなくそう悪質違反」をスローガンとして活動を展開します。

また、「しない!」「させない!」「隠さない!!!」を合言葉にコンプライアンスと自己管理の徹底を図ります。

【添付資料1】

(2) 事故削減目標値の設定

令和元年度人身事故発生件数の削減目標値（平成31年1月25日設定）

- 死亡事故（第一当事者）件数ゼロ
- 飲酒運転ゼロ
- 人身事故（第一当事者）件数

関東支部 384 件以下		
東京 295 件以下	神奈川 60 件以下	千葉 17 件以下
埼玉 10 件以下	栃木 2 件以下	群馬 0 件

※各団体は、都県ベースの目標値を念頭に適宜事故削減目標を定めて事故防止の取り組みを推進。

【添付資料2】

2. 事故削減等の重点項目

(1) 交差点での事故削減

交差点及びその付近での事故が、事故件数の半数以上発生していることから重点項目として削減に取り組みます。

《具体的取り組み》

- ・「かもしれない運転」で危険予知をする。
- ・二段階停止で安全確認をする。
- ・早めの点灯とハイビームを習慣づける。
- ・危険予知訓練（KYT）で危険を予知・予測し安全を先取りする感受性を高める。
- ・自らの運転行動と適性診断結果を照らし合わせ、運転特性を理解する。

(2) 飲酒・酒気帯び運転の厳禁

未だ、飲酒・酒気帯び運転による事故が発生している状況から、最重点項目として自己管理の徹底により飲酒・酒気帯び運転の撲滅に取り組みます。

《具体的取り組み》

- ・自家使用時も含み運行前にアルコールチェックを励行する。
- ・アルコールチェック結果を忘れずに記録する。
- ・アルコールチェッカーの有効性を定期的を確認する。
- ・飲酒が運転はもとより健康にも悪影響を与えることを認識する。
- ・「飲んだら乗らない」強い意志で自己管理する。

(3) 無免許・無車検の厳禁

11.2通達以後も発生している状況に鑑み重点項目として自己管理の徹底に取り組みます。

《具体的取り組み》

- ・出庫前、日常点検時に必ず確認してうっかりミスをなくす。
- ・無免許・無車検運行があった場合は、隠さず所属団体に報告する。

(4) 健康管理の徹底

事故防止には自身が健康であることが必要です。長時間同じ体勢で運転することや加齢なども影響した健康起因事故も発生しています。

《具体的取り組み》

- ・法令で定められた定期健康診断を必ず受診して健康状態を確認する。
- ・必要に応じて主要疾病に関するスクリーニング検査を受け疾病等の早期発見に努める。
- ・健康に不安があると感じた場合は、ためらわずに休んで診察を受ける。

(5) 映像記録型ドライブレコーダーの導入を促進

事故防止対策（KYT）の資料映像として活用するだけでなく、装着することによる安全運転の励行・事故防止の効果も認められる。また、事故処理における証拠ともなりうることから全事業者への導入促進に取り組みます。

令和元年7月23日関東支部安全対策推進会議 決議

【添付資料1】

事業用自動車総合安全プラン2020事故削減目標

死亡事故 **ゼロ !!**飲酒運転 **ゼロ !!**

人身事故発生384件以下 !!

東京	295件	神奈川	60件	千葉	17件
埼玉	10件	栃木	2件	群馬	0件

自己管理でなくそう悪質違反!!

- 飲酒・酒気帯び運転
- 無免許運転
- 無保険・無車検運行
- 救護義務違反
- 危険ドラッグ等薬物使用



- ▶ (一社)全国個人タクシー協会関東支部長 秋田 隆
- ▶ 東京都個人タクシー交通共済協同組合理事長 田中 映二
- ▶ 日個連東京都交通共済協同組合理事長 野寄 正彦

事業用自動車総合安全プラン2020の年別目標と発生件数

(一社)全国個人タクシー協会 関東支部

	基準	事業用自動車総合安全プラン2020の目標			
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
令和元年12月末 事業者数	平成28年 発生件数				
東京都個人タクシー協会	349	331	313	295	275
11,691人	各年の発生件数	354	351	310	
神奈川県個人タクシー協会	92	81	70	60	51
2,168人	各年の発生件数	98	89	76	
千葉県個人タクシー協会	24	22	20	17	14
607人	各年の発生件数	32	22	25	
埼玉県個人タクシー協会	28	22	16	10	4
171人	各年の発生件数	16	18	13	
栃木県個人タクシー協会	5	4	3	2	1
57人	各年の発生件数	1	3	0	
群馬県個人タクシー協会	0	0	0	0	0
2人	各年の発生件数	0	4	3	
関東支部	498	460	422	384	345
14,696人	各年の発生件数	501	487	427	

★ 会員協会毎の事故削減目標値設定の設定方法

1. 最終年(令和2年)の目標値は、本部から示された関東支部の目標値【345件】を令和元年12月末の事業者数により按分。
2. 最終年に至る各年の目標値は、協会毎に平成28年の事故実件数から令和2年の目標値との差を均等に配分。

★ 発生件数は、警察庁資料による。

東京都トラック協会運輸安全委員会

東京都トラック協会の安全対策

令和2年4月28日

計画(目標)の策定

1. 会員事業者の事故半減3カ年計画(H19～H21)の達成
平成21年末までに会員の第1当事者死亡事故を9件とする。
2. 会員間による都内第1当事者死亡事故ゼロへの挑戦(令和元年～)
東ト協の行動方針に具体的な取組として目標を策定
3. 事業用自動車総合安全プラン2020(H29～R2)への対応、交差点事故及び飲酒運転、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無等一層の事故防止
令和2年までに関東運輸局管内のトラックの人身事故件数4,200件、死者数60人以下とする。
4. 第10次交通安全基本計画
令和2年までに死者数2,900人以下、死傷者数60万人以下とする。
5. 第10次東京都交通安全基本計画
令和2年までに死者数125人以下とする。

会員への支援

1. 運転者適性診断助成事業
自動車事故対策機構等が実施する適性診断受診料の一部助成。
元年度実績 2,412人 / R2年度計画 2,200人(初任・適齢診断を対象)
2. 運転記録証明書交付助成事業
自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書交付申請手数料助成。
元年度実績 20,050人 / R2年度計画 18,000人
3. 消防庁主催 普通救命講習会 参加経費助成
東京消防庁が主催する普通救命講習会をトラック会館で実施し、講習料金を助成。
元年度実績 74人 / R2年度計画 100人
4. 睡眠時無呼吸症候群及び脳MRI検査助成事業
検査・医療機関等が行う睡眠時無呼吸症候群及び脳MRI(R2年度～)検査費用の一部助成。
元年度実績 2,614人 / R2年度計画 2,500人(SAS)、500人(MRI)
5. デジタコ等EMS(エコドライブ管理システム)及びADR(ドライブレコーダー)導入助成事業
機器導入費用の一部助成。
元年度実績 EMS101台 DR417台 / R2年度計画 EMS+DR 合計500台
6. 健康診断助成事業(H25年度～)
健康起因による事故防止を図るため、定期健康診断受診費用の一部助成。
元年度実績 24,669人 / R2年度計画 23,000人
7. バックアイン、サイドビューカメラ等視野確認支援装置導入助成事業
運転時の死角を補完する視野確認支援装置導入費用の一部助成。
8. 免許取得助成事業(女性Dr.は、R元年度から5年間)
女性限定運転免許(大型・中型・準中型)新規・限定解除取得費用の2/3助成。
令和2年度から男性ドライバースも対象拡大(大型・中型・準中型)50,000円又は30,000円。
9. 衝突被害軽減ブレーキ装置、アルコールインテグレーション装置、携帯型アルコール検知器導入助成事業
装置等導入費用の一部助成。
10. ドライバー等安全教育促進助成事業
特定・指定研修施設における安全教育受講費用の一部助成。(Gマーク事業者は全額)
11. 血圧計導入促進助成事業
乗務前点検における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入費用の一部助成。
元年度実績 59台

自主的な運動

1. トラック事故速報(H19～)
会員事業者への周知徹底による死亡事故の再発防止と情報の共有化。
2. 支部街頭活動(H19年度～)
効果的な交通安全運動を展開するため、「統一実施日」を設定し、所轄警察署等の協力を得てトラック協会安全支部が一斉に街頭活動を実施する。

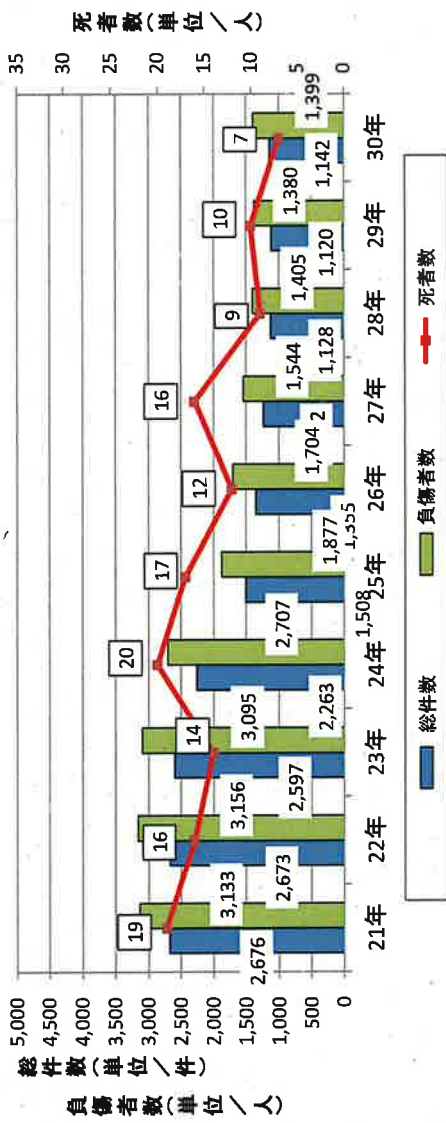
事業の展開

1. 東京都トラックドライバー・コンテスト(S55年度～)
毎年7月に2トン、4トン、11トン、トレイラ、女性部門について、会員事業者の運転者が参加して学科・実科競技を行い、中小企業最優秀者及び各部門成績上位者を表彰し、各部門優勝者は全国大会に出場する。(2トン部門を除く)
2. 運転者講習事業(S55年度～)
会員事業者の運転者を対象に、交通安全、労働災害、交通公害防止についての知識を高め、職業運転者としての自覚を図ることを目的に、各支部が毎年度実施。
なお、運転者として必要かつタイムリーな情報を毎月取り纏め、運転者講習会資料として提供
3. セーフティドライバー・コンテスト(警視庁主催)への参加(会員事業者支援事業)(H11年度～)
会員事業者の参加を促進するため、参加運転者約1.5万人を対象にコンテスト参加申請料(運転記録証明書交付手数料)補助を実施。
4. 交通事故防止啓発資料等の作成配布活動
運転者講習資料、自衛隊を安全に定めるための支援ガイド、交差点での事故防止のための冊子、チラシ、ステッカー等事故防止資料をトラック時報に折込配布。
5. 「安全性優良事業者(通称「Gマーク」)取得」の推進(H23年度～)
業界の安全基準の向上のため、会員事業者の安全性優良事業者(通称「Gマーク」)取得拡大を目指し、各種受診証明書等を発行。
6. 継続的なエコドライブ活動を実施するため「グリーン・エコプロジェクト事業」の推進(H18年度～)
環境対策と安全対策に効果的なGEP(グリーン・エコプロジェクト)事業にインセンティブを付与し、参加事業者の拡大を目指す。(現在581社)
7. 初任運転者特別講習事業(H24年度～、H29年度から講習内容を充実強化)
法令で義務付けられている初任運転者の特別指導について、実施困難な事業者に代わって、東ト協が6時間の座学講習を実施し、全課程受講者に対し修了証を交付。
8. トラックドライバーに対する総合的な健康管理対策の実施(H27年度～)
脳疾患、心疾患等からくる突発的な意識障害による事故を未然に防ぐため、トラックドライバーの健康管理対策を推進。
9. 運行管理者確保対策事業(H25年度～)
会員事業者の運行管理者確保対策として、運行管理者試験事前講習事業を実施。
10. 東ト協支部ベストライバー・コンテスト(R元年度～)
専用のドライブレコーダーを装着し日常業務中の運転技術や運転マナー等を競うドライバークンテストで、安全運転を分析・評価し、ドライバースの安全意識の醸成を図る。
11. トラックフェスタの開催(H28年度～)
「親子で体験!安全と環境」をテーマにトラック運送事業の魅力やアピールし、トラック運送事業が社会との共生を目指すことで、交通事故の防止や地球環境の保全に努めていることを広く社会に理解していただく。

ソフト・ハード対策の両輪による事故防止諸対策の推進と
PDCAによる経営トップから運転者まで更なる安全意識の浸透を図り、交通事故を撲滅!

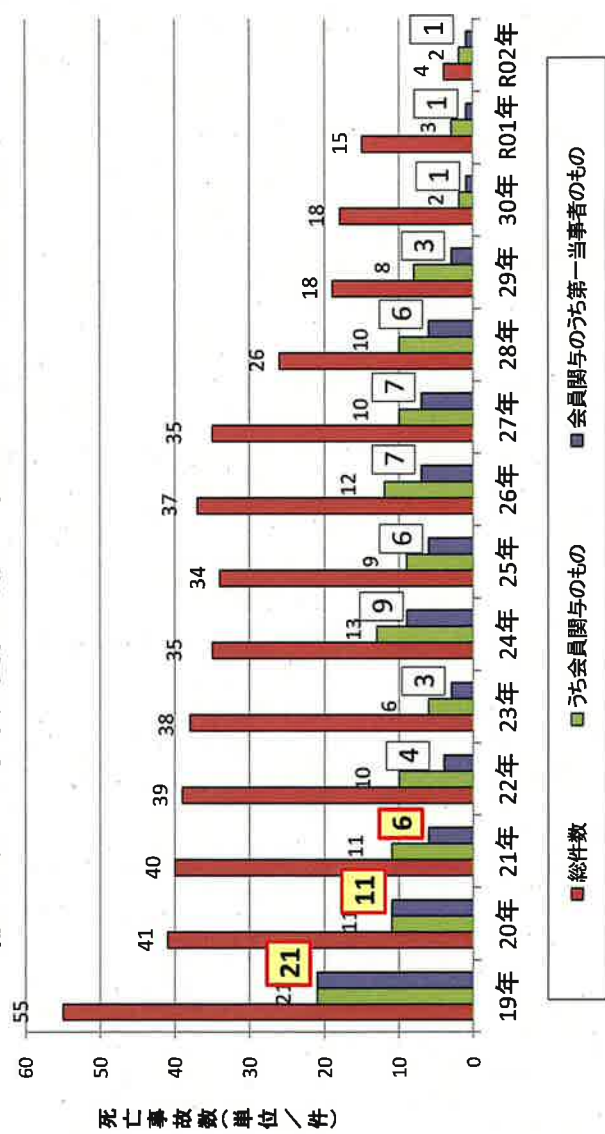
○全国において東京運輸支局管内の事業用貨物自動車に関与した交通事故

都内の事業用貨物自動車为全国で惹起した交通人身事故(第1当事者)



○都内において事業用貨物自動車に関与した交通事故(流入車含む)

都内において事業用貨物自動車に関与した死亡事故発生状況



同左

年	総件数	死者数	負傷者数
21年	2,676	19	3,133
22年	2,673	16	3,156
23年	2,597	14	3,095
24年	2,263	20	2,707
25年	1,508	17	1,877
26年	1,355	12	1,704
27年	1,242	16	1,544
28年	1,128	9	1,405
29年	1,120	10	1,380
30年	1,142	7	1,399

※出典:(公社)全日本トラック協会「事業用貨物自動車の交通事故の発生状況」※平成25年から軽自動車を除いた件数(例年5月発)

同左

年	総件数	うち会員関与のもの	会員関与のうち第一当事者のもの
19年	55	21	21
20年	41	11	11
21年	40	11	6
22年	39	10	4
23年	38	6	3
24年	35	13	9
25年	34	9	6
26年	37	12	7
27年	35	12	7
28年	26	10	6
29年	19	8	3
30年	18	2	1
令和元年	15	3	1
令和2年	4	2	1

※令和2年4月22日現在

令和2年度関東地域事業用自動車安全対策会議 委員等名簿

委員	内藤 泉	関東地区バス保安対策協議会議長 (関東バス株式会社取締役社長)
	高桑 毅	関東地区バス保安対策協議会 (一般社団法人東京バス協会常務理事)
	坂本 篤史	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会交通事故防止 委員会委員長 (実用興業株式会社代表取締役社長)
	三上 弘良	関東地区ハイヤー・タクシー協議会 (一般社団法人神奈川県タクシー協会専務理事)
	漆原 孝	関東地区ハイヤー・タクシー協議会 (一般社団法人神奈川県タクシー協会交通指導事故防止委員会委員長)
	田中長吾郎	一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部副支部長 (東京都個人タクシー協同組合副理事長)
	伊藤 秀男	一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部執行専務
	森本 勝也	一般社団法人東京都トラック協会運輸安全委員会委員長 (東亜物流株式会社代表取締役社長)
	山崎 正	関東トラック協会
	北田 耕助	自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会常任幹事
	永島 和弘	独立行政法人自動車事故対策機構東京主管支所長
	藤野 輝一	関東地方交通運輸産業労働組合協議会副議長
	下田 雅樹	首都高速道路株式会社保全・交通部防災・交通管理室 交通管理課長
(オブザーバ)	伊東 寿	関東管区警察局広域調整部広域調整第二課交通調査官
(オブザーバ)	市河 康秀	警視庁交通部交通総務課交通安全組織係長
(オブザーバ)	佐藤 裕二	警視庁交通部交通総務課交通安全組織係